



2015年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンテスト
代 表 者 名 代 表 取 締 役
兼執行役員社長 黒江真一郎
(コード番号 6857 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役兼常務執行役員
管 理 本 部 長 中 村 弘 志
T E L 03-3214-7500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月24日開催予定の第73回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2015年3月25日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しましたとおり、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図るため、2015年6月24日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

また、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による改正後の会社法により、社外取締役の要件が厳格化される一方で責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。

その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2015年6月24日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	2015年6月24日 (水)

以 上

別紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (省 略)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. 前各号に付帯する装置および機器等のリースおよびレンタル</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6. (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株主総会の招集者および議長)</p> <p>第 1 4 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役が、取締役会の決議にもとづき招集する。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 1 7 条 株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 9 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 0 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② (省 略)</p> <p>③取締役の選任は、累積投票によらない。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 前各号に付帯する装置、機器等のリースおよびレンタル</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株主総会の招集者および議長)</p> <p>第 1 4 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役が、取締役会の決議に基づき招集する。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 1 7 条 株主総会における議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項については議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 9 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p>②前項の取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 0 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 1 条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(取締役会の招集通知および決議)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>②前項の通知は取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>③取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>④当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の招集通知および決議)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>②前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>③取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>④当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第 2 4 条 (省 略) (取締役会の議事録) 第 2 5 条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 2 6 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 2 7 条 (省 略) ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は会社法第 425 条第 1 項各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(相談役および顧問) 第 2 8 条 (省 略) 第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 2 4 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところにより、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第 2 5 条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第 2 6 条 取締役会における議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 2 8 条 (現行どおり) ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は会社法第 425 条第 1 項各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(相談役および顧問) 第 2 9 条 (現行どおり) 第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第 3 0 条 当会社に監査等委員会を置く。 (監査等委員会の招集通知および決議) 第 3 1 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。<u>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> ②前項の通知は監査等委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	③監査等委員会の決議は、議決に加わ
	ることができ、 <u>監査等委員の過半</u>
	<u>数が出席し、出席した監査等委員の</u>
	<u>過半数をもってこれを行う。</u>
	<u>(監査等委員会規則)</u>
(新 設)	第 3 2 条 <u>監査等委員会に関する事項につい</u>
	<u>ては、法令または本定款のほか、監</u>
	<u>査等委員会において定める監査等</u>
	<u>委員会規則による。</u>
	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新 設)	第 3 3 条 <u>監査等委員会における議事の経過</u>
	<u>の要領および結果その他法令に定</u>
	<u>める事項については議事録に記載</u>
	<u>または記録し、出席した監査等委員</u>
	<u>がこれに記名押印または電子署名</u>
	<u>する。</u>
	(削 除)
<u>(監査役および監査役会の設置)</u>	
第 2 9 条 <u>当会社に監査役および監査役会を</u>	
<u>置く。</u>	
<u>(監査役の数)</u>	
第 3 0 条 <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u>	(削 除)
<u>(監査役の選任)</u>	
第 3 1 条 <u>監査役は株主総会において選任す</u>	(削 除)
<u>る。</u>	
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使</u>	(削 除)
<u>することができる株主の議決権の 3</u>	
<u>分の 1 以上を有する株主が出席し、</u>	
<u>その議決権の過半数をもってこれ</u>	
<u>を行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	
第 3 2 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に</u>	(削 除)
<u>終了する事業年度のうち最終のも</u>	
<u>のに関する定時株主総会の終結の</u>	
<u>時までとする。</u>	
② <u>任期満了前に退任した監査役の補</u>	(削 除)
<u>欠として選任された監査役の任期</u>	
<u>は、退任した前任監査役の任期の満</u>	
<u>了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	
第 3 3 条 <u>監査役会は、その決議により常勤の</u>	(削 除)
<u>監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知および決議)</u>	
第 3 4 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に</u>	(削 除)
<u>対し、会日の 3 日前までに発するも</u>	
<u>のとする。ただし、緊急のときはこ</u>	
<u>れを短縮することができる。</u>	
② <u>前項の通知は監査役全員の同意が</u>	(削 除)
<u>あるときは、これを省略することが</u>	
<u>できる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>③監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u> (監査役会規則)</p>	(削 除)
<p><u>第 3 5 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> (監査役会の議事録)</p>	(削 除)
<p><u>第 3 6 条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役の報酬等)</p>	(削 除)
<p><u>第 3 7 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u> (監査役の責任免除)</p>	(削 除)
<p><u>第 3 8 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する額の合計額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(会計監査人の設置)</p>	(会計監査人の設置)
<p><u>第 3 9 条</u> (省 略)</p>	<u>第 3 4 条</u> (現行どおり)
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	(剰余金の配当の基準日)
<p><u>第 4 2 条</u> (配当金の除斥期間)</p>	<u>第 3 7 条</u> (配当金の除斥期間)
<p><u>第 4 3 条 配当財産が金銭である場合は、当社がその支払を開始した日から満 3 ヶ年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<u>第 3 8 条 配当財産が金銭である場合において、当社がその支払を開始した日から満 3 ヶ年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>第 1 条 第 73 回定時株主総会の決議による 当会社定款の変更前の監査役の行 為に基づく責任の取締役会の決議 による一部の免除および当該責任 の限度に関する契約については、当 該変更前の当会社定款第 38 条の定 めはなお効力を有する。</u></p>

以上